

## 内外交差点

## 「ライドシェア出現から10年」③ RSはポリープ。早く摘出しないと癌になる

浦田 誠氏 (ITF政策部長) 第3/12回

「欧州では、ウーバーなどで働く配車サービス運転手\*の労働者性を認定する判決が相次いでおり、ビジネスのあり方が変わりつつある」——最近このような趣旨の発言を何度か耳にしましたが、本当でしょうか？

これまで運転手や食事配達員を個人事業主として扱ってきたギグ企業に対して、「それは偽装請負に相当する」という司法判断が下っているのですから、確かに画期的なことです。しかし、相手はウーバーを代表格とするギグ企業。簡単にはギブアップしていません。

どの会社も労働者性をめぐる裁判は最後まで徹底的に争うことを定石としています。フランス、イタリア、スペイン、英国、スイス、オランダ(表①を参照)で最高裁判例が出ていますが、下級審で係争中の事件は欧州だけでさらに約100件あるのです。筆者が記憶する限り、これまで会社側が抗告を断念した裁判は1件だけです。

最高裁で敗訴しても抵抗を続けます。例えば、英国で運転手7万人に最低賃金を保障せざるを得なくなったウーバーは、これを実車時間のみに限定しているのです。これは判決不履行ですが、会社は独自の主張を開陳して正当化しています。

アプリを使った配車サービスでは、働く時間の5割前後が待ち時間と言われますが、そのあいだの最賃保障はないということです。当該労組は、「医者や消防士から待ち時間分の賃金を取り上げたらどうなる？」と、ギグ労働が社会に広まる今日、こうした先例をつくることの危険性を訴えています。抗議のストも打ちましたが、いずれ裁判闘争に発展するでしょう。また、この最高裁判決の被告ではなかった同業他社のポルトやオラは、依然として運転手を個人事業主として扱っています。

スペインでは、最高裁の判決や偽装請負を許さない社会運動の高まりを受け、ギグ労働者を保護する法律づくりを政労使が交渉しました。しかし、最終的には妥協の産物として、食事配達員のみを対象とした「ライダー法」が2021年に施行されたのです。配達員をま

ず従業員と推定し、企業側にその反証責任を転換すると共に、アルゴリズムについて労使で情報を共有することを定めている点は先進的です。

しかし、最大手のグローボなどは「配達員との契約を改めた」と強弁し、大部分の配達員を従業員として扱うことを拒んでいます。スペインでは結局、労働監督署が引き続き偽装請負にあたる行為を摘発し、裁判に持ち込むというイタチごっこが続いているのです。

欧州連合(EU)は今、スペインの先例などを参考にしながら、ギグ労働者を保護する新法づくりをめざしています。しかし、ギグ企業側は執拗なロビー工作を展開しており、どこまで良い法律ができるか疑問視する声も強いのです。

このように、欧州ではギグ労働者の権利や労働条件を保護する運動が一步前進すれば、金に糸目をつけないギグ企業が二歩も三歩もこれを押し返そうとしているのです。米国と比べ、規制強化の取り組みが進んでいる欧州でもこうした攻防が繰り返されているのです。

「ライドシェアはポリープ。早く摘出しないと癌になる」と、今年2月に逝去された宮里邦雄弁護士は生前、交通の安全と労働を考える市民会議の代表世話人として警鐘を発し、日本でライドシェアを水際で阻止する運動の先頭に立って来られました。欧州でいま起きていることを見ると、私たちは運動の手を緩めてはならないと、改めて痛感するのです。

\*EUの最高裁にあたる欧州司法裁判所が2017年、「ウーバーは運輸業であり、マッチング事業ではない」と判定して以来、各社とも欧州でライドシェアを断念し、ハイヤー(一部でタクシー)サービスとして事業を展開しているので、「配車サービス運転手」と表現。

表①労働者性をめぐる欧州の最高裁判例

国名	年月日	原告	判決
フランス最高裁	2018.11.28	テイクイートイージーの元食事配達員	原告の勝訴
イタリア最高裁	2020.01.24	フードラの元食事配達員	原告の勝訴
フランス最高裁	2020.03.04	ウーバーの元運転手	原告の勝訴
スペイン最高裁	2020.09.23	グローボの元食事配達員	原告の勝訴
英国最高裁	2021.02.19	ウーバーの元運転手	原告の勝訴
スイス最高裁	2022.06.03	ウーバーの元運転手	原告の勝訴
オランダ最高裁	2023.03.24	デリバルーの元食事配達員	原告の勝訴

